

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第1章 総則 第1条～第27条 (省 略)</p> <p>(クローズド・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し)</p> <p>第28条 クローズド・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却費を限度として、投資元本の払戻しを行うことができるものとする。</p> <p>2 私募のクローズド・エンド型の投資信託については、投資信託利益額が、税務上計算される所得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、投資信託利益額と合わせた投資元本の払戻しを行うことができるものとする。</p> <p>第28条の2～第42条の3 (省 略)</p> <p>(クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)</p> <p>第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額(譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除く。)を控除した額を限度として、税法上の出資等</p>	<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第1章 総則 第1条～第27条 (省 略)</p> <p>(クローズド・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し)</p> <p>第28条 クローズド・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却費の100分の60に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しを行うことができるものとする。</p> <p>2 私募のクローズド・エンド型の投資信託については、投資信託利益額が、税務上計算される所得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、投資信託利益額と合わせた投資元本の払戻しを行うことができるものとする。</p> <p>第28条の2～第42条の3 (省 略)</p> <p>(クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)</p> <p>第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額(譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除く。)を控除した額の100分の60に相当する金額を</p>

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

新	旧
<p>減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、令和 2026 年 6 月 10 日から実施する。</p>	<p>限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。</p> <p>(同 左)</p>